

優先受付に関する注意事項

- 1 一般の利用者よりも優先的に受付を行うものであり、安易な会場の確保は、厳に慎むようお願いします。
- 2 全部（全面）利用し、3区分（6時間）以上行う大会等のみ受付けます。
- 3 受付できる日数については、1団体につき、年2日間（前日の準備は除く）までです。
- 4 大会等の準備日（陸上競技場のみ）を設ける場合は、一般の利用者にも配慮し、原則として前日17時以降からの申請としてください。
- 5 利用日の変更、利用の取消は原則として認めません。また、行事名称、内容等の変更についても同様です。
- 6 利用日の1か月前までに打合せを行ってください。また、大会の要項など、詳細の分かるものも併せて提出してください。
- 7 利用の権利を譲渡したり、転貸することは認めません。
- 8 上記注意事項を遵守できない場合の他、管理上支障があると認められる場合には利用許可の取消を行う場合があります。

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団
朝宮公園管理事務所
TEL 0568-84-4991 FAX 0568-84-5558